

公共施設の運営・維持管理業務における民間活用手法の比較

	コンセッション (公共施設等運営権)	指定管理	包括業務委託
根拠法	P F I 法	地方自治法	民法・地方自治法※1
官民の関係	権利設定・契約関係	協定を締結	契約関係
対象施設	利用料金徴収施設 (国の施設も可)	公の施設	法令の制限がない限り 全ての公共施設
料金の収受	○	○ (条例が必要)	△※2
料金変更方法	届出 (空港等例外あり)	首長の承認	—
施設の使用許可	× (空港等例外あり)	○ (条例が必要)	×
行政財産の利活用	一定の場合に目的外使用許可や P F I 法に基づく私権設定 (貸付) で可能	一定の場合に目的外使用 許可等で可能※3	—※3
抵当権の設定	○	×	×
公共都合の取消の 場合の補償	必要	自治法に定めなく 協定等による	契約による
期間	5年以上の長期が一般的	5年が多い	契約による
公務員の派遣等	○ (国家公務員も 地方公務員も可)	△ (地方公務員を派遣できる公益的 法人等を指定管理者に指定すること は可能)	×
その他、活用による メリットの特徴	運営権対価の徴収が可能	条例で定めるところにより、 施設使用許可を指定管理者に 行わせることが可能	個別の業務委託と比べ 行政コストが軽減

※1 各分野における実際の活用にあたっては、関係省庁より発出されている当該分野における手引き等を参照すること。

※2 包括業務委託において、施設利用料等は自治体の歳入であるため、単に業務委託契約を締結しただけでは、その収納事務を受託者に行わせることはできない。ただし、受託者を指定公金事務取扱者又は指定納付受託者に指定した場合には、法令の定める範囲内で、当該使用料等に係る収納及び納付に関する事務を行わせることができる。

※3 指定管理において、設置目的の範囲外で収益性・サービス向上等に取り組む場合、目的外使用許可を受けること等で利活用が可能。業務発注仕様で規定された維持管理・運営業務を請け負わせる包括業務委託において、規定された業務以外の行為は認められず、目的外使用許可等による利活用は基本的に想定されない。